

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県くらし創造部協働推進課において縦覧に供します。

平成二十五年十月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成二十五年十月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人書物の歴史と保存修復に関する研究会

三 代表者の氏名

板倉 正子

四 主たる事務所の所在地

奈良市山陵町二三六番地の一 西大寺サンプラザ一〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対し専門技術を持った人材育成の為の講座の事業、調査研究・学術研究に関する事業、書物の修復事業などを行うことによって、書物の保存修復の技術とその応用の普及・活性化を図り、環境問題を視野に入れた歴史遺産としての古典資料の保全運動の振興を図り、取り返す事の出来ない未来に関する利益の確保に寄与することを目的とする。